

文 部 科 学 省

新型インフルエンザ(強毒性)対応
業務継続計画

平成22年4月1日

文部科学省新型インフルエンザ(強毒性)対応業務継続計画

平成22年4月1日
21文科総第116号
文部科学大臣決定

目 次

1. 位置付け及び被害状況の想定	
1. 1 位置付け	1
1. 2 被害想定	2
2. 業務継続の基本方針	
2. 1 業務の分類	4
2. 2 基本方針	4
2. 3 発生時継続業務の内容	6
3. 業務継続のための体制及びそれを維持する環境の確保	
3. 1 計画実施体制	12
3. 2 局課毎の業務継続計画	12
3. 3 物資・サービスの確保	14
4. 感染拡大の防止	
4. 1 職場での感染防止策	15
4. 2 職員又は同居者の発症時の対応	18
5. 業務継続計画の実施	
5. 1 業務継続計画の発動	20
5. 2 状況に応じた対応	20
5. 3 通常体制への移行	20
6. 業務継続計画の維持・管理等	
6. 1 教育・訓練	21
6. 2 点検・改善	21

1. 位置付け及び被害状況の想定

1. 1 位置付け

新型インフルエンザは、過去、およそ10年から40年の周期で発生している。我が国は平成21年に弱毒性の新型インフルエンザ（H1N1）の流行を経験したが、弱毒性ウイルスの変異や鳥インフルエンザの人への感染によって強毒性の新型インフルエンザ（H5N1等）が流行する危険性も依然として存在している。新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となれば、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じると懸念されている。このため、発生時には、政府の各部門において、感染の拡大抑制あるいは影響の低減を図るための新型インフルエンザ対策に関する業務を実施するとともに、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等を行うために必要な業務を円滑に継続することさらには、関係機関や自治体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

自然災害発生時の中央省庁の機能維持に関しては、「首都直下地震対策大綱（平成17年9月中央防災会議決定）」に基づき、各省庁が業務継続計画を策定しているが、新型インフルエンザ発生時の中央省庁の対応については「新型インフルエンザ対策行動計画（平成17年11月新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定）」において、各省庁が「業務継続計画を策定し、新型インフルエンザ発生時においても各省庁の重要業務を継続する体制を整える。」こととされている。

本計画は、上記方針に基づき、強毒性の新型インフルエンザ（以下「新型インフルエンザ」と言う。）発生時の社会・経済の状況を想定して、文部科学省がその機能を維持し必要な業務を継続するための方法や手順を示すことを目的として策定したものである。

なお、本計画の内容については、首都直下型地震に対応した「文部科学省・文化庁業務継続計画」との間で、文部科学省・文化庁の機能の維持という共通の目的や方針が存在し、その手法にも共通する要素が見られることを念頭に置いて検討を行った。

1. 2 被害想定

新型インフルエンザの流行規模や被害の程度は、ウイルスの病原性や感染力等に左右されるものであり、現時点で予測することは難しい。本計画は、下記の想定に基づき策定するが、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応することとする。

新型インフルエンザが発生した場合、全人口の25%が罹患し、一つの流行の波が約2か月続き、その後流行の波が2～3回あると想定されている。

社会・経済的な影響として、事業所においては、従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定される。不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞、多数の中小企業の経営破たん等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。国民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等が不足するおそれもあり、様々な場面で大きな影響が出ることが予想される（発生・流行の段階毎に想定される状況については、表1参照）。

また、省内の職務遂行に当たっても、職員の休暇、関連事業者の休業、物資の不足など、業務を遂行するために必要な人員、物資、情報等の資源が、新型インフルエンザのまん延により被害を受け、十分に得られない事態になることも想定される。

表1 社会・経済状況の想定（例）

	想定される社会・経済状況
海外で 発生の疑い	<ul style="list-style-type: none">・ 帰国者が増加・ 出張や旅行の自粛・ 国、自治体等へ国民やマスコミからの問い合わせが増加
第一段階 (海外発生 期)	<ul style="list-style-type: none">・ 帰国者の大幅増や検疫の強化により、国内の海空港で相当な混雑が発生・ 出張や旅行の自粛・ 国民の不安が増大し、国、自治体、保健所、医療機関等へ国民やマスコミからの問い合わせが増加
	<ul style="list-style-type: none">・ 食料品・生活必需品に対する需要が増加・ マスク、消毒液等の需要が増加

<p>第二段階 (国内発生 早期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱相談センターや 119 番に相談の電話が急増 ・ 国、自治体等へ国民やマスコミからの問い合わせが急増 ・ 発生地域における学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業 ・ 発症者の濃厚接触者の外出自粛が要請され、出勤が困難になる事態も発生 ・ 一部事業者で不要不急の事業を縮小・休止する動き ・ 一部事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用などを求める動き ・ 需要の急減が予想される業種では、非正規労働者の雇い止め等が増加
<p>第三段階 (拡大期、ま ん延期、回 復期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抗インフルエンザウイルス薬を求める患者が多数医療機関に来院するなど、混乱が発生 ・ 業務資源（医師・看護師、医薬品、人工呼吸器等）の不足により、一部に診療を中止する医療機関が出現 ・ 学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業等が全国に拡大 ・ 公共交通機関の運行は概ね維持。利用者が減少した地域では、運行本数が減少 ・ 電力、上下水道、ガス、電話などのライフラインは概ね維持 ※ 政府の新型インフルエンザ対策上の目標であるが、事態が悪化した場合、供給が停止する可能性もある。 ・ 流通・物流の停滞、生産・輸入の減少により食料品・生活必需品の供給不足が発生するおそれ ・ マスク等の個人防護具の購入が困難になる可能性 ・ 感染拡大に加え、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足により、従業員の欠勤が増加（最大 40%程度） ・ 経済活動が大幅に縮小、企業の経営破たんが増加、雇用失業情勢が悪化
<p>第四段階 (小康期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会が安定し始める ・ 経済活動が一部正常化

2. 業務継続の基本方針

2. 1 業務の分類

新型インフルエンザの発生・流行時に文部科学省が維持すべき機能・体制を明らかにするために、所管の業務について以下の通り分類する。(以下、①及び②をあわせて「発生時継続業務」という。)

①新型インフルエンザ対策業務

新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画で取り組むこととされている業務や、庁舎内での感染防止に関する業務等、新型インフルエンザの発生により、新たに業務が生じ又は業務量が増加するもの

②一般継続業務

最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要業務であって、一定期間（8週間程度）縮小・中断することにより、国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることが想定されるために業務量を大幅に縮小することが困難なものや、発生時継続業務を継続するための環境を維持するための業務

③縮小・中断業務

上記以外の業務

2. 2 基本方針

各局課は、国民の生命・健康を守るとともに、社会・経済の破たんを防止するため、新型インフルエンザ対策業務を優先的に実施するとともに、一般継続業務を継続する。

発生時継続業務を実施・継続できるよう、必要な人員、物資、情報収集体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザの発生以降、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより確保する（時系列に示した業務継続のイメージについては図1を参照）。

発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。

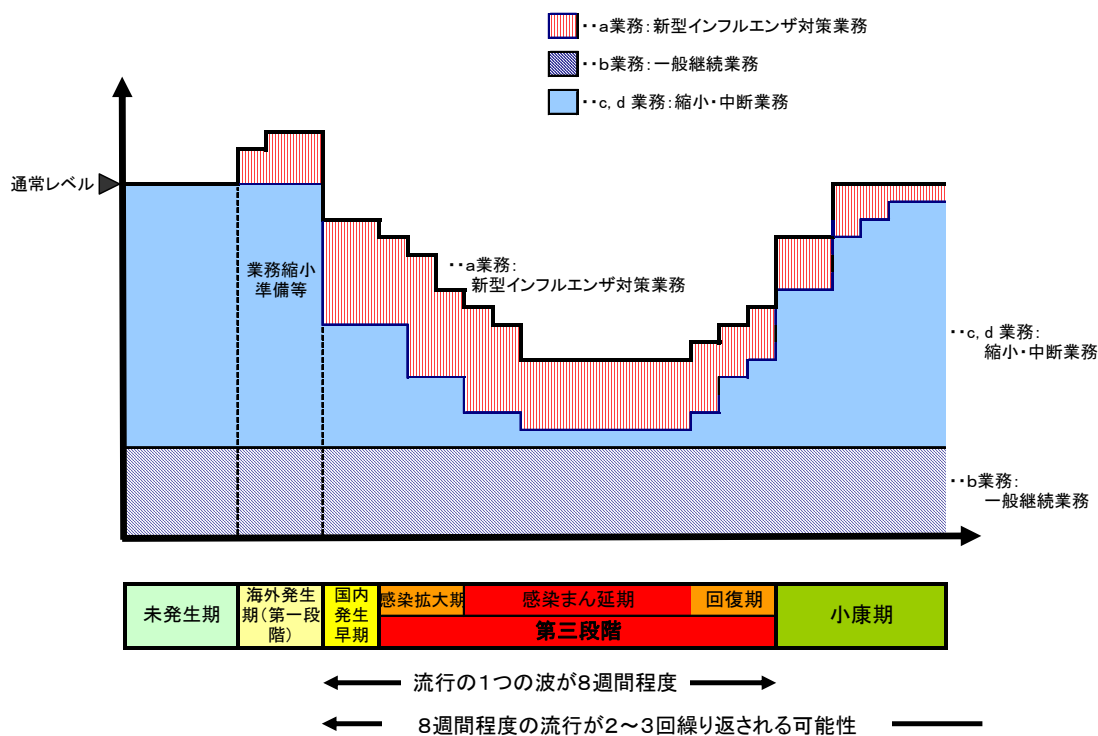
発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染防止策

を徹底し、時差通勤など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。新型インフルエンザ様症状のある職員^(※)で入院措置がなされない者に対しては、病気休暇又は年次休暇を取得するよう要請することとなるが、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。

さらに、新型インフルエンザは、感染してから発症するまでに潜伏期間があるため、家族に罹患者がいる職員や職場等で患者と対面で会話や挨拶等の接触があった職員については、濃厚接触者として、保健所から外出自粛要請がなされる場合がある。このため、濃厚接触者とされた職員に対しては、特別休暇を取得するよう要請することとなるが、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。

(※)「新型インフルエンザ様症状のある職員」の症状については、「38℃以上の発熱・咳、くしゃみ、肺炎等」が想定されるが、新型インフルエンザが実際に発生した場合、その症状については、厚生労働省が速やかに公表することとされている。季節性のインフルエンザとの区別がつきにくい可能性がある場合は、インフルエンザ様症状のある職員に対して、病気休暇又は年次休暇の取得、外出自粛の徹底を要請することとする。

図1 新型インフルエンザ発生時の業務継続の時系列イメージ
(新型インフルエンザによる健康被害が重篤である場合)



2. 3 発生時継続業務の内容

新型インフルエンザ対策業務、一般継続業務に分類される業務を以下に示す。

[新型インフルエンザ対策業務]

① 内部組織の管理及び広報業務

- ・職員及び同居者の感染状況の確認・報告（全局課（とりまとめ大臣官房人事課））
大臣官房人事課において各局課で確認された職員及び同居者の感染状況を取りまとめ、大臣官房総務課（新型インフルエンザ対策室）へ報告。
- ・省内の感染防止体制の強化（大臣官房人事課、大臣官房会計課、文化庁政策課）
厚生労働省、東京都等が発表する情報を基に新型インフルエンザに関する知識、処置方法、注意すべき事項等を周知。また、抗インフルエンザ薬等必要な物資を速やかに調達。
- ・在外文部科学省職員及び同居者の感染状況の確認とりまとめ（大臣官房人事課、大臣官房国際課）
外務省に出向し海外に赴任している職員、在外研究員、海外出張者、私費渡航者等、及びその同居者の感染状況の各局課を通じ集約。
- ・新型インフルエンザ対策業務の省内のとりまとめ（大臣官房総務課）
文部科学省新型インフルエンザ対策本部を設置、運営し、必要な対応を検討するとともに、対応の実施を総括。
- ・新型インフルエンザに関する相談窓口等（大臣官房総務課）
新型インフルエンザに関する文部科学省への問い合わせについて、共通の窓口を設け、必要に応じて担当課へ交換。
- ・新型インフルエンザ対策に係る大臣・副大臣会見における対応（大臣官房総務課）
新型インフルエンザの感染状況や、政府や文部科学省における対策等について、広く国民に周知するために記者会見を実施。
- ・新型インフルエンザ対策に係るプレス発表、ホームページによる情報提供（全局課）
感染状況や国民に周知すべき情報について、各局課が公表内容を決定・作成し、大臣官房総務課を通じてプレス発表、ホームページ上への掲載を実施。
- ・文部科学省が主催する集会・行事等の延期・中止、衛生管理の強化等

の対応（全局課）

感染拡大を防止するため、集会等の開催をできる限り控えるとともに、開催せざるを得ない場合は、出席者の限定や会場での消毒・飛沫感染防止策等、可能な対策を実施。

② 文部科学省関係機関における新型インフルエンザ対策の状況把握・支援業務

- ・教育課程に関する相談等（初等中等教育局教育課程課）
教育委員会等からの、臨時休業の措置を講じた場合の授業時数の確保等に関する相談・問い合わせについて対応
- ・日本人学校等に関する状況把握等（初等中等教育局国際教育課）
各日本人学校等校長へ適切な対応をとるよう要請。また、各日本人学校等の感染状況や感染に伴う各校の対応等についてとりまとめ、月別に臨時休業等状況として、情報提供。
- ・国内修学旅行に関する状況把握等（初等中等教育局児童生徒課）
修学旅行の教育的意義や児童生徒の心情等を考慮し、当面の対応として取り止めた場合も、延期扱いとし再実施を検討するなど適切な対応をとるよう要請。
- ・海外修学旅行等に関する状況把握等（初等中等教育局国際教育課）
都道府県教育委員会等を通じて、各学校等へ適切な対応をとるよう要請。また、実施状況や感染に伴う各学校等の対応等についてとりまとめを行う。
- ・高等学校入学試験における対応（初等中等教育局児童生徒課）
都道府県等が実施する高等学校入学者選抜におけるインフルエンザ対策について、取組状況を把握や情報提供等を必要に応じて行う。
- ・大学入学試験における対応（高等教育局大学振興課）
大学入試センター試験、各大学等における個別入試について対応を検討し、大学入試センター、各大学等に協力を要請する。
- ・学校保健に関する窓口相談等（スポーツ・青少年局学校健康教育課）
臨時休業の状況把握や、実施方法等の学校保健に関する教育委員会や学校等からの相談・問い合わせについて対応。
- ・学校給食に関する窓口相談等（スポーツ・青少年局学校健康教育課）
学校給食の実施等に関する教育委員会や学校等からの相談・問い合わせについて対応。
- ・新型インフルエンザの発生状況や効果的な予防方法等についての情報提供（スポーツ・青少年局学校健康教育課、高等教育局高等企画課、

私学行政課、独立行政法人所管課)

新型インフルエンザの発生状況や効果的な予防方法等の得られた情報について、文部科学省関係機関に対し速やかに提供。

- ・ 感染拡大防止のため、不要不急の集会・行事等の延期・中止の検討、衛生管理の強化の要請（全局課）
集会やスポーツ大会、文化行事等における感染拡大を防止するため、延期・中止を含めた適切な対応をとるよう要請。

③ 国家試験関連業務

- ・ 高等学校卒業程度認定試験における対応（生涯学習政策局生涯学習推進課）
高等学校卒業程度認定試験の実施等について対応を検討し、その措置についてプレス発表などを用いて受験者に周知（試験時期は8月上旬頃及び11月中旬頃）。
- ・ 中学校卒業程度認定試験における対応（生涯学習政策局生涯学習推進課）
中学校卒業程度認定試験の実施等について対応を検討し、その措置についてプレス発表などを用いて受験者に周知（試験時期は11月上旬頃）。
- ・ 学芸員資格認定試験における対応（生涯学習政策局社会教育課）
学芸員資格認定試験の実施等について対応を検討し、その措置についてプレス発表などを用いて受験者に周知（試験時期は11月頃）。
- ・ 教員資格認定試験における対応（初等中等教育局教職員課）
教員資格認定試験の実施等について対応を検討し、その措置について試験実施を委嘱している大学に周知・指示するとともに、プレス発表などを用いて受験者に周知（試験時期は8月から11月）
- ・ 技術士試験における対応（科学技術・学術政策局基盤政策課）
技術士試験の実施等について対応を検討し、その措置についてプレス発表などを用いて受験者に周知（試験時期は8月上旬頃及び10月中旬頃）。
- ・ 原子炉主任技術者試験における対応（科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室）
原子炉主任技術者試験の実施等について対応を検討し、その措置についてプレス発表などを用いて受験者に周知（試験時期は3月頃及び7月頃）。

④ 感染症研究の支援・情報収集業務

- ・インフルエンザワクチン開発において、遺伝子組換え生物等を使用する場合の手続きの迅速化（研究振興局ライフサイエンス課）
遺伝子組換え生物等を用いてインフルエンザワクチンの開発を行う場合、その拡散防止措置について予め大臣の確認を行う必要があるが、当該確認に係る事務手続きを迅速に処理。
- ・感染症研究ネットワーク支援センターを通じた情報収集等（研究振興局研究振興戦略官付）
アジア・アフリカ8か国に設置した海外研究拠点から得られる流行状況やウイルス情報等を、感染症研究ネットワーク支援センターを通じて収集し、関係機関に提供。

⑤ その他

- ・新型インフルエンザ対策業務における他省庁等との連絡調整・情報収集業務（大臣官房総務課、スポーツ・青少年局学校健康教育課）
新型インフルエンザに係る対処方針等について他省庁との連絡調整を行うとともに、新型インフルエンザの症状や感染経路等について厚生労働省等を通じ情報を収集。

[一般継続業務]

① 内部組織の管理業務

- ・国会対応（全局課）
質問や資料要求への対応をはじめとする国会関連業務について、手続きの簡素化を図るなど、可能な限り業務を縮小して実施。
- ・職員人事（大臣官房人事課）
人事異動の発令をはじめとする人事関連業務について、手続きの簡素化を図るなど、可能な限り業務を縮小して実施。
- ・文書管理、公印管守関連、郵便物等の接受及び配付並びに発送（大臣官房総務課）
決済手続きのうち重要なものに限って処理するなど、手続きの簡素化を図るなど、可能な限り業務を縮小して実施。
- ・庁舎維持管理（大臣官房会計課）
PFI事業者が提供する庁舎維持管理業務が平常時と同等水準を維持できるよう調整を実施。
- ・物品調達（大臣官房会計課）
業務継続に必要な物資の量を把握し、感染時の対外状況も勘案しな

- がら、継続的に調達を実施。
- ・ 支払い業務（大臣官房会計課）
文部科学省が交付する委託費、補助金及び業者への物件費等の支払を実施。
 - ・ 公用車運転（大臣官房会計課、文化庁政策課）
業務継続に必要な移動の手段として公用車運行。
 - ・ 省内情報基盤の維持管理（大臣官房政策課、文化庁政策課）
業務継続に必要な省内 LAN 等の情報基盤の運用管理。

② 予算関連業務等

- ・ 財務省、会計検査院、総務省等への対応（大臣官房総務課、大臣官房会計課、大臣官房政策課、初等中等教育局財務課）
予算・決算、税制、会計検査、機構・定員等に係る他省庁及び省内各局課との連絡調整・情報収集について、手続きの簡素化を図るなど、可能な限り業務を縮小して実施。
- ・ 独立行政法人に対する予算執行（独立行政法人所管課）
運営費交付金の支払いをはじめとする独立行政法人に対する予算執行を実施。
- ・ 国立大学法人等に対する予算への予算執行（文教施設企画部計画課・高等教育局国立大学法人支援課）
運営費交付金の支払いや補助金の交付決定等の予算執行について、手続きの簡素化を図るなど、可能な限り業務を縮小して実施。
- ・ 私立学校に対する予算執行（高等教育局私学部私学助成課）
経常費補助金などの学校法人に対する予算執行について、手続きの簡略化を図るなど、可能な限り業務を縮小して実施。

③ 危機管理関連業務

- ・ 自然災害対応（大臣官房文教施設部施設企画課）
地震、台風などの自然災害が発生した場合に、文部科学省防災業務計画に基づき、児童生徒等の安全確保・二次災害防止等について要請するとともに、文部科学省関係の被害情報・対応状況についてとりまとめを実施。
- ・ 原子力災害対応（科学技術・学術政策局原子力安全課）
原子力事故が発生した場合に、原子力災害特別措置法等に基づき、情報収集、避難指示、防護対策等の対応を実施。
- ・ 原子力艦周辺放射能調査（科学技術・学術政策局原子力安全課）

我が国に寄港している原子力艦周辺の環境放射能測定データの収集、確認を行う。

- ・国際約束に基づく原子力施設保障措置（研究開発局開発企画課）
核不拡散条約等の国際約束の履行に必要な最低限の保障措置業務を実施するため、情報収集・関係機関との連絡調整等を実施。
- ・核物質防護を含む試験研究炉及び核燃料物使用施設の運転管理（科学技術・学術政策局原子力安全課）
原子力事業者（試験研究炉及び核燃料物質使用施設）が実施する安全管理（核物質防護を含む。）を監視・監督する。
- ・原子力施設における事故・トラブル・湧き出し等の対応（科学技術・学術政策局原子力安全課）
原子力施設における事故・トラブル・湧き出し等が発生した場合に、情報収集、安全確保、プレス発表等の対応を行う。
- ・地震調査研究推進本部の開催（研究開発局地震・防災研究課）
震度6弱以上、又は震度5弱以上で社会的影響が大きな地震が発生した場合、地震調査研究推進本部地震調査委員会臨時会を発災後2日以内に開催・運営。震度6弱以上を観測し、非常に大きな被害が発生した場合、または地震調査研究推進本部長が必要と認めた場合、発災後1週間から10日以内を目途に臨時の本部会議を開催・運営。
- ・その他の危機管理対応（新型インフルエンザ対策業務を除く）（全局課）

④ その他

- ・全国学力・学習状況調査の実施（初等中等教育局参事官）
全国学力・学習状況調査の実施について、発生した地域における都道府県教育委員会等と相談しつつ対応を検討し、その措置について教育委員会や学校等に周知する。
- ・著作権登録（文化庁著作権課）
著作権の移転、処分の制限、質権設定など権利関係の変動や、公表の日付、作者の実名などの事実を公示する。
- ・その他、業務量を大幅に縮小することが困難であるものや、発生時継続業務を継続するための環境維持に必要な業務（全局課）

3. 業務継続のための体制及びそれを維持する環境の確保

3. 1 計画実施体制

文部科学省は、新型インフルエンザ発生に伴う事態に適切かつ迅速に対処するため、文部科学省新型インフルエンザ対策本部を設置している。新型インフルエンザ発生時には、対策本部の統括の下、新型インフルエンザに関する行動計画及び本計画に基づき必要な業務を行う。その際、内閣官房の新型インフルエンザ対策本部との緊密な連携を図る。

3. 2 局課毎の業務継続計画

発生時継続業務の確実な実施を図るため、あらかじめ各局課において、最大40%の欠勤率を想定し、業務ごとの人員割り当てや職務代行者等を示した業務継続計画を作成する。

発生時継続業務を実施するために必要となる人員については、原則として担当課室内で業務を合理化した上で確保することとするが、それが困難な場合は他の課室から応援要員を一時的に配置することを検討する。その際、当該課室が属する局の中で要員を確保することとし、必要な調整は局の筆頭課が行う。さらに局内での要員の確保が困難な場合は、大臣官房人事課の調整のもと、全省的に必要な協力を行う。

各課室においては、総務担当の課長補佐もしくは係長を「感染防止責任者」に指名する、感染防止責任者は、課室長の指示の下、近隣の課室とも連携しつつ各課室における感染者の把握、感染の拡大防止に努める。

発生時継続業務については、感染の拡大によって、代理によっても業務遂行が不可能となった場合に備え、必要に応じて業務遂行マニュアルを作成する。なお、首都直下型地震対応の業務継続計画に基づいた業務遂行マニュアルが存在する場合はそれを活用する。

公共交通機関による通勤に伴う感染の拡大を防止するため、必要に応じて、時差出勤の積極的な活用や自転車・徒歩等による出勤を促す。

職員の症状別の対応と人事制度上の取扱いについては、表2の通りとする。

表2 発生時における人事制度の運用

症状の有無	患者との濃厚接触歴	一般に要請される行動	業務内容	職員の対応	人事制度上の取り扱い	備考（法令上の規定、行動計画等の記述）
新型インフルエンザ様症状あり	—	入院又は自宅療養	全ての業務	病気休暇又は年次休暇を取得	インフルエンザ様症状がある場合、病気休暇又は年次休暇を取得	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第19条に基づき、都道府県知事が入院を命令。また、感染症法第44条の3に基づき、都道府県が外出自粛要請
新型インフルエンザ様症状なし	患者との対話ができる距離での接触あり（濃厚接触者）	外出自粛（検疫時においては停留）	全ての業務	特別休暇を取得	濃厚接触者として外出自粛要請を受けている期間、特別休暇を取得	感染症法第44条の3、新型インフルエンザ対策行動計画等に基づき、国や都道府県が外出自粛要請（検疫時においては、検疫法第16条第2項に基づき、停留）
	なし	外出自粛	縮小・中断業務（発生時継続業務への応援等）	職場勤務（必要があれば職務命令による在宅勤務を検討）		国や都道府県は、新型インフルエンザ対策行動計画等に基づき、国民に外出自粛要請を行うとともに、不要不急の業務の縮小・中断を要請
			発生時継続業務	同上		国や都道府県は、新型インフルエンザ対策行動計画等に基づき、国民に外出自粛要請を行うとともに、社会機能の維持に関わる業務の継続を要請
		学校・保育施設、在宅介護サービス（通所施設等）の休業等への対応	全ての業務	年次休暇を取得	年次休暇日数を超えた休みが必要な場合、欠勤	学校・保育施設、通所施設の臨時休業については、新型インフルエンザ対策行動計画等に基づき、国や都道府県が要請

3. 3 物資・サービスの確保

業務を円滑に継続するためには、庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等の必要な物資・サービスが、継続して確保されることが必要である。

庁舎管理等のサービスを提供する事業者と協議を行い、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、マニュアルを作成する等の代替策について検討を行う。

職員及び来訪者の感染防止に不可欠なマスク・速乾性擦式消毒用アルコール製剤等については計画的に備蓄を進める。

文部科学省内の診療所においても、省内での新型インフルエンザの発生に備え、医薬品等の備蓄を行うとともに、新型インフルエンザ発生時の診療体制を検討する。

首都直下型地震等に備えて、飲料水・簡易トイレ・毛布等を備蓄しているが、業務の性格から代替可能性が低い職員が一定期間庁舎や近隣施設に泊まり込む必要がある場合には、これらの備蓄品を活用して生活に必要な物資を確保する。

自転車通勤の増加に対応するため、駐輪場の確保を検討する。

表3 主な物資の備蓄状況

分類	備蓄量	用途等
抗インフルエンザ薬	1068回分	継続業務従事者等に予防投与
手指消毒液	476リットル	庁舎出入口・執務室内・清掃・外部会議等
マスク	18,060枚	庁舎内での罹患者・外部会議等

(平成22年3月時点)

4. 感染拡大の防止

4. 1 職場での感染防止策

大臣官房人事課は、厚生労働省等が発表する情報を基にして、全職員に対して新型インフルエンザに関する知識、対処法、注意すべき事項等について省内一斉メール等を通じて周知する。各課室の感染防止責任者は、人事課からの指示・情報に基づき、以下に示す感染防止策を参考にしながら、当該課室の職員による対策の実施・健康管理を徹底させるとともに、発症者が発症した場合には直ちに職場の清掃・消毒等を行い、感染拡大の防止に努める。

基本的な感染防止策としては、以下のものがあげられる。これらについて具体的方法を示す。

- ① 対人距離の保持
- ② 感染者との接触機会の低減
- ③ 手洗い、手指消毒
- ④ 咳エチケット
- ⑤ 職場の清掃・消毒
- ⑥ 定期的なインフルエンザワクチンの接種

① 対人距離の保持

最も重要な感染防止策は、咳、くしゃみによる飛沫感染（※）の防止のために、対人距離を保持することである。通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり、感染者から適切な距離を保つことで、感染リスクを低下させることができる。

<方法>

- ・ 職場においては、休暇取得者、休職者等の増加により人員が縮小することから、空いた空間を活用して、出勤している職員を物理的に離すこととする。（机のレイアウト変更、パーティション設置、会議室等の利用など）
- ・ 食堂を利用する際には、座席を空けて座るよう促す。
- ・ 各職員の感染を防止するため、不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かないことを徹底する。

（※）飛沫感染とは、感染した人が咳やくしゃみをするにより、ウイルスを含む飛沫（5

ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染することをいう。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、概ね空気中で1～2メートル以内に飛散する。

② 感染者との接触機会の低減

庁舎内における感染リスクを低減するためには、庁舎内に感染者を入れさせない工夫をすることが重要である。感染源が存在しない場合、庁舎内は安全な場となる。

<方法>

- ・インフルエンザ様症状のある職員に対し、病気休暇を取得するよう要請する。
- ・通勤時、満員電車の利用を避けるため、時差出勤、自転車・徒歩出勤を奨励する。
- ・面会スペースを執務室以外に設置するなどにより、外部からの訪問者の執務室内への進入を制限する。
- ・対面による会議を延期・中止する（電子メールや電話の活用）。

③ 手洗い・手指消毒

手洗いは感染防止策の基本であり、接触感染（※）を防ぐために手洗いを励行することが必要である。流水と石鹼を用いた手洗いによって、付着したウイルスを除去し、また60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅すると考えられている。

<方法>

- ・外出からの執務室内に入る際、必ず手洗いを行うよう、執務室の入り口に手指消毒用アルコール製剤を準備する。特に不特定多数の者が触る場に触れた場合は、必ず手洗いをする。
- ・手袋をして患者がいた場所等の清掃・消毒をした場合、手袋を外した後、手洗い又は手指衛生を実施する。
- ・手洗いは、流水と石鹼を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。
- ・速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）により手指消毒を行う場合、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

（※）接触感染とは、手指等を介した間接的な接触による感染をいう。例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した部位を別の人が触れ、かつ、その手で自分の粘膜（眼や

口、鼻等)を触ることによって、ウイルスが媒介される。

④ 咳エチケット

咳やくしゃみなどの症状がある感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。マスクの着用やティッシュなどで口や鼻を押さえる等により、ある程度飛沫の拡散を防ぐことができる。

<方法>

- ・咳などの症状のある職員は出勤しないことが前提となるが、出勤後、症状が出た場合は、マスクを着用する。
- ・咳やくしゃみをする際は、マスクを着用する、又はティッシュなどで口と鼻を被い、他人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにふた付きの専用ゴミ箱に捨てる。
- ・咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、接触感染の原因にならないよう直ちに洗う。手を洗う場所がない場合に備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。

(注)

- ・感染していない健康な人が、不織布製マスクを着用することで飛沫を完全に吸い込まないようにすることはできない。そのため、症状のない職員においては、咳や発熱等の症状のある人に近寄らない、流行時には人混みの多い場所に行かない、手指を清潔に保つ、といった感染予防策を優先して実施することが推奨される。
- ・ただし、環境中の飛沫はマスクのフィルターによってある程度捕捉されるため、勤務中にやむを得ず人混みに入る可能性がある場合、マスク着用を促す。

⑤ 職場の清掃・消毒

感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所で数分から数十時間程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。

<方法>

- ・通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベータの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度、患者が触れる可能性があるかによるが、最低でも1日1回は行うことが望ましい。消毒や清掃を行った時間を記し、掲示する。
- ・職員が発症し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際、作業者は、市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹼で手を洗い、又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手指消毒を行う。清掃・消毒時に使用した作業着については洗濯し、ブラシや雑巾については水で洗い、直接手で触れないようにする。

⑥ 定期的なインフルエンザワクチン接種の推奨

通常のインフルエンザによる発熱者を減らすことにより、新型インフルエンザの発生時に、インフルエンザ様症状の患者が増加することを防ぐ。これにより、職場での無用な混乱を防止することができるとともに、発熱外来等医療機関の混雑緩和・混乱防止につながる。

<方法>

- ・職員に対し、毎年、医療機関で、通常のインフルエンザの予防接種を受けるよう勧奨する。ただし、ワクチンには不可避である副反応のリスクも十分理解させておく必要がある。

4. 2 職員又は同居者の発症時の対応

職員本人及び同居者にインフルエンザ様症状が見られる場合、当該職員は職員が所属する課室の感染防止責任者にその旨を報告する。感染防止責任者は筆頭課の感染防止責任者に、課室における職員又は同居者の感染の状況を報告するとともに、感染拡大の防止のため職場の清掃・消毒を行う。筆頭課の感染防止責任者は局内における職員又は同居者の感染状況を集約し、大臣官房人事課福利厚生室に報告する。職員本人及び同居者にインフルエンザ様症状がある場合の受診、休暇取得は以下の通り行う。

<本人に症状がある場合>

- ・職員にインフルエンザ様症状がある場合には、省内職員への感染防止のため、病気休暇又は年次休暇を取得するよう促す。医療機関に受診する前に、事前に電話で連絡し、受診の時間帯や受診方法等について

指示を受けてからマスクを着用のうえ受診する。慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、代謝性疾患、腎機能障害、免疫機能不全等の基礎疾患を有する職員については、かかりつけの医師に事前に必ず相談して、受診方法を確認してから受診する。また、妊娠している職員は、かかりつけの産科医師に連絡し、受診する医療機関の紹介を受けて受診する。

<同居者に症状がみられる場合>

- ・同居者にインフルエンザ様症状がみられた場合において濃厚接触者として、感染症法第44条の3や新型インフルエンザ対策行動計画等に基づき外出自粛要請をされた職員は、省内職員への感染防止のため、要請が解除されるまで、特別休暇を取得する。それ以外の職員についても、できるだけ家族の症状が回復するまで年次休暇を取得することが望ましい。やむを得ず出勤する場合には、マスクの着用などの感染防止策や健康管理を徹底させる。

5. 業務継続計画の実施

5. 1 業務継続計画の発動

海外で新型インフルエンザが発生し、政府の新型インフルエンザ対策本部が第二段階（国内発生早期）を宣言した場合、内閣官房におかれた対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、文部科学省新型インフルエンザ対策本部を開催して速やかに本計画を発動する。発生した新型インフルエンザの病原性や感染力に応じて、各局課の業務継続計画に示された人員体制や非常時の備蓄品供給、サービス供給が可能となるよう準備を行う。

5. 2 状況に応じた対応

文部科学省新型インフルエンザ対策本部において、国内の流行や職員の感染の状況等を確認し、必要に応じて、深刻な状況の想定に基づく人員体制への移行を各局課に指示する。各局課が人員体制を移行するに当たり、各局課の長は業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行う。

業務上の意思決定者である幹部が罹患する場合も想定し、文部科学省の意思決定が滞ることがないようにする必要がある。発生時継続業務に携わる各局課の幹部については、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、当該幹部が罹患し、職務執行が難しくなった場合の代行者や意思決定の代替ルートを局課毎の業務継続計画において明確にしておく。

5. 3 通常体制への移行

政府の新型インフルエンザ対策本部が第四段階（小康期）に入ったことを宣言した場合、文部科学省新型インフルエンザ対策本部において、療養や家族の看病からの職員の復帰状況等を確認した上で、各局課に対して通常体制へ移行を指示する。

新型インフルエンザの流行については、小康状態の後、第二波、第三波が来る可能性がある。この間に新型インフルエンザウイルスが大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間にウイルスが大きく変異した場合、治癒した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザに罹患したと考えられていた者が、実は季節性のインフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、感染防止策を緩めることなく、第二波、第三波に備えた対応を準備する。

6. 業務継続計画の維持・管理等

6. 1 教育・訓練

大臣官房総務課は、特に発生時継続業務に従事する職員に対し、発生時の対応について周期的に周知するとともに、職員研修等を活用して、必要な知識を習得させる。

また、庁舎内において発症者が出た場合に対応する感染防止責任者に対しては、大臣官房人事課から感染防止策等について各局筆頭課を通じて必要な情報提供を行う。

6. 2 点検・改善

本計画の策定後、大臣官房総務課は物資の備蓄や教育・研修等に関する担当部署の取組状況を定期的に確認し、必要に応じて改善を求める。

新型インフルエンザに対する新しい知見が得られた場合、新型インフルエンザ対策行動計画等の変更が行われた場合、教育・研修等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、本計画の見直しを行うこととする。

計画の見直しに際して、以下に掲げるような軽微な事項については、官房長の決裁で本計画の改定を行ってよいこととする。

- ・ 所掌事務、内部組織、物資備蓄量その他軽微な事項の変更による改正
- ・ 6. 1 「教育・訓練」に関する改正
- ・ 計画に明示された検討事項の内容が定められたことによる改正